

令和8年度スポーツ・インテグリティ推進事業
「脆弱な中央競技団体の自走化に向けた組織基盤整備」

仕 様 書

令和8年2月25日
スポーツ庁競技スポーツ課

1. 事業名

令和8年度スポーツ・インテグリティ推進事業「脆弱な中央競技団体の自走化に向けた組織基盤整備」

2. 事業の趣旨及び経緯

スポーツ庁は、令和4年度から、「中央競技団体の組織基盤強化支援事業」※¹を実施し、中央競技団体（以下「NF」という。）※²のガバナンス強化に向けた取組を支援してきた。しかし、特に組織基盤が脆弱なNFにおいては、具体的な取組みを立案・実行するにあたっての人的・資金的リソースが不足しており、組織基盤の強化に向けた取組に対する支援を十分に受けることが難しい状況にあった。

NFが具体的な取組を立案・実行するにあたっては、組織運営の軸となる中長期計画・指針等が必要不可欠であると考えられるところ、組織基盤が特に脆弱なNFにおいては、持続可能な組織運営を見据えた中長期計画・指針等の策定ができていない、もしくは策定していても具体的な行動に移せていない状況が見受けられる。

そのため、NFが真に自立した組織として運営していくための組織基盤の強化を目的として、組織基盤が脆弱なNFに対し、中長期計画・指針等の策定及び見直し等の支援を実施する。

※1：事業の詳細については、次のスポーツ庁ウェブサイトを参照すること。
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1415419_00001.html

※2：本委託事業における中央競技団体とは、スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉の対象となる、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）に加盟する中央競技団体（※準加盟団体を含む。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）に加盟する中央競技団体（※準加盟団体・承認団体を含む。）、及び公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）に加盟する中央競技団体のうち日本パラリンピック委員会（JPC）に加盟する団体を指す。

3. 事業の内容

NFのガバナンス強化に向け、以下の①～⑥を実施する。

① 支援対象団体の公募、説明会、選定

スポーツ庁が別途定める「脆弱な中央競技団体の自走化に向けた組織基盤整備の実施に関する基本方針」や「脆弱な中央競技団体の自走化に向けた組織基盤整備の実施に関する審査基準」を踏まえ、本事業において組織基盤の整備に取り組むNFの公募を行う。採択団体数は2団体以上を想定している

が、応募状況等を踏まえ、スポーツ庁と協議の上で決定する。

公募にあたっては、希望するNFに対し説明会を開催すること。

審査はスポーツ庁が設置する「スポーツ・インテグリティ推進事業技術審査委員会」において行うこととし、応募者は審査業務の補助を行う。

② 合同検討会議の運営

採択団体が本事業において課題整理や中長期計画・指針等の策定・見直し、協働先の確保等を効果的・効率的に実施できるよう、合同検討会議を設置する。

合同検討会議においては、採択団体が本事業の計画を策定する上で必要となるKPI設定等を支援するとともに、事業推進を図る上での課題整理や必要となる知見の提供を行う。

合同検討会議の定期的^{*}な開催に向け、以下の運営業務を行う。

(ア) 会議開催にあたっての日程調整や開催案内等の連絡

(イ) 会場や必要な備品の確保等の開催準備

(ウ) 講師への謝金及び旅費の支払い

(エ) 会議資料等の書類作成

(オ) 会議の司会・運営

(カ) 上記のほか、会議運営に当たって必要となる業務

※月1回以上を想定しているが、事業の進捗に応じ回数の変動があることに留意すること。

なお、合同検討会議の構成員は、次のとおりである。

- ・スポーツ庁
- ・応募者
- ・講師
- ・採択団体

③ 講師の選定

中長期計画・指針等の策定やNFの組織運営、民間企業等との協働等に知見を有した者を講師に選定し、合同検討会議に設置する。なお、講師の選定はスポーツ庁と協議の上、決定することとする。

④ 事業の進捗管理・事業推進の補助

採択団体が着実に事業成果を上げることができるよう、応募者においてプロジェクトマネージャーを設置し適切な進捗管理を実施するとともに、採択団体が事業に取り組む過程において必要に応じて助言を行えるような相談体制を構築する。また、本事業内で採択団体が共通して作成する資料については、フォーマットを作成し提供するなど、資料作成が円滑に進むような補助を行う。

⑤ 成果報告会（継続審査会）の開催

本事業終了に際し、翌年度の継続審査を兼ねた成果報告会を開催する。開催にあたり、②（ア）～（カ）に列挙した運営業務を実施する。

なお、継続審査についても、スポーツ庁が設置する「スポーツ・インテグリティ推進事業技術審査委員会」において行うものとする。

⑥ その他

本事業の成果の最大化のために必要な事項をスポーツ庁担当者と協議の上実施すること。

4. 委託契約期間

委託契約日 ～ 令和9年3月19日（金）

5. 成果物

本事業における成果物は以下のとおりとし、電子ファイル形式で授受することとする。

- ・ 成果報告書
- ・ 合同検討会議議事要旨
- ・ 成果報告会資料
- ・ 成果報告会撮影動画

6. 納入期限

令和9年3月19日（金）

7. 納入先

東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁競技スポーツ課競技団体組織基盤強化係
TEL：03-6734-3574 内線3574
E-mail：kyosport@mext.go.jp

8. 事業規模

事業規模は18,250千円（税込）を上限とする。

9. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ・インテグリティ推進事業審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和8年度スポーツ・インテグリティ推進事業におけるスポーツ団体のガバナンスコードの実効化に向けた支援 総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 提案内容が仕様書記載の本事業の趣旨・目的に合致していること。
- * 1-1-2 仕様書の記載の内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

1-2 事業実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業実施の方法が妥当で具体的かつ明確であること。〔その方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 会議運営をはじめとする事業推進の手法が明確に示されており、妥当であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

- 2-1-1 NFに対し、過去に組織基盤強化に関係する支援を実施した実績又は類似の業務を実施した実績があれば加点する。〔類似業務の実績内容により加点する。〕

2-2 組織の業務実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

3-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 3-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以降の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年

4月1日以降の基準)策定(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

4 賃上げを実施する企業に関する指標

4-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する(いずれかを応募者が選択するものとする)。

4-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

4-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 検査

受注者による委託業務完了(廃止)報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11. 守秘義務

受注者は、本業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点

を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・4-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・4-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、4-1-1 の場合は「合計額」と、4-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 4. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 5. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 6. その他

(1) 本業務の実施に当たっては、業務の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、スポーツ庁からの求めに応じ、メール、電話等により報告すること。

(2) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。